

## 令和6年度 不妊治療支援検討会 議事録

### 【当議事録について】

開会、事務局挨拶、資料説明についての議事は省略するとともに、事務局の説明内容、各委員等の発言内容は一部要約しています。

- 1 日 時 : 令和6年7月9日（火）15時～16時30分
- 2 場 所 : 兵庫県庁2号館5階 庁議室
- 3 委 員 : 出席者名簿のとおり
- 4 挨 捶 : 山下保健医療部部長
- 5 議 事 : 次第のとおり

### 【議事録】

#### ○事務局

（会長と会長代理の選任）

#### ○会長

今年度の検討会では、令和5年度の検討会で提案しました内容に基づき、今年度の取り組みについて有意義な議論をお願いしたいと考えております。新たにご就任いただきました委員の皆様を含めまして、議事進行にご協力をお願いいたしたいと思います。

それでは、早速議事に入らせていただきますが、令和6年度不妊治療支援検討会の開催につきまして、まず、中間報告書提言への対応状況につきまして事務局からご説明をお願いします。

#### 議事（1）令和6年度不妊治療支援検討会の開催について

##### ①中間報告書（提言）への対応状況

#### ○事務局（健康増進課）

（資料4および資料4-1、資料4-1別紙の説明）

#### ○会長

事務局からのご説明につきまして、先生方からご意見、ご質問などござりますか。

#### ○委員

先進医療費の助成事業について、周知の方法や配布先を教えていただいてよろしいでしょうか。

### ○事務局（健康増進課）

事業が令和6年度から始まるため、昨年度末、チラシやポスターで広報しています。配布先は、兵庫県内の産科医療機関、泌尿器科医療機関、各市町、各健康福祉事務所になります。また3月時点では企業には配布していませんが、今年度4月以降に各種総会でチラシを配布しています。また、県のホームページにも掲載して周知しており、「県民だよりひょうご」でも広報しています。

### ○委員

仕事との両立支援の部分で、職場の理解促進が大切ではあるが、働いている従業員からすると、休みやすいだけではなく、仕事との両立というのは、自分のキャリア、やりたい仕事と子供が欲しい点での両立て困っている事実もあるので、職場を休みやすければ全てが解決するわけではないと思います。

最初の一歩として不妊治療と仕事の両立のために休みやすくすることが必要ではありますが、その先に自分のやりたい仕事も、一部バランスは必要かもしれないですが、諦めずに子どもも欲しいといった両方が適度なバランスで叶うような施策が広がっていくと、働く職場としてはありがたいです。

特に診療時間において夕方以降であれば、退勤の調整はしやすいが、午前中の診療に向けて休暇を取ることはハードルが高いというケースもあるので診療時間の拡充があるとありがたいです。医療機関の問題もあるので難しいと思うが、午前と午後のように通院の選択肢が多いと職場としてはありがたいので課題2はしてほしいです。

### ○事務局（保健医療部）

医師の働き方改革として、医療機関の規模によっては、時間外診療を少なくし、できる限り診療時間内におさめるといった働き方改革が行われている状況です。そのため、まずは休める環境を作っていくべきだと事務局では考えています。まずは、医師の働き方改革の面と社会の理解の面で環境を整備する。その次のセカンドステージとしては診療時間の拡充も検討するべきといったご意見だと受けております。

またここで整理をさせてもらいますが、今後、例えば働き方として産業界の受け止めが良くなつたとしても、受診時間の方が非常に問題であるやハードルが高いということであれば、再度検討したいと思います。

### ○委員

医療機関の立場として意見を述べさせていただきます。資料4-1 別紙の課題

2で医療機関に診療時間帯拡充の対応を求めるることは困難であるとあります。

医師数の少ないところはなかなかまだ対応できないと思いますが、今勤務しておりますクリニックでは、人数が充実していることもあります、池上委員のような声や、昨年度の検討会でのご意見を踏まえまして、決して強制されたわけでもなく、自主的に令和6年7月から月水金の夜間診療を開始しました。徐々に大手の施設ではできるだけ両立をしていただきやすい流れにはなっていると思われます。

#### ○事務局（保健医療部）

医療は集約して、人材と医療資源が潤沢になれば選択肢が増えてくる話だったと思います。本当にそれは兵庫県としてもありがたいことです。ただ、県として、例えば助成支援により診療時間拡充の推進をすることは、働き方改革の関係があり難しいです。そのため、委員が述べられたように、人材があって、医療の資源もあり、貢献する意欲もある機関が出てくるとありがたいと考えています。

#### 議事（1）②令和6年度検討会スケジュール

##### ○事務局（健康増進課）

（資料5の説明）

##### ○事務局（労政福祉課）

（資料5の補足）

#### ○会長

座談会の躍動カフェとはどんなことをされたのか。

#### ○事務局（健康増進課）

令和6年度からプレコンセプションケアの講師派遣事業を開始し、高校、大学に講師派遣をしており、躍動カフェではないが、プレコンセプションケアの講師派遣の講義を実施し、講義の後、何名かの生徒と車座により座談会を行った。座談会では「今講義で受けたことについてどんなことを学びましたか」や、「今後どのような取り組みをしていきたいと思いますか」という内容で意見をいただいた。座談会自体はまだ1回だけですが、7月に実施しました。

#### 議事（2）不妊症対策推進条例（仮称）の制定について

##### ①制定の考え方

##### ○事務局（健康増進課）

（資料6の説明）

## 議事（2）②意見交換

### 【条例に関する各委員の意見】

#### ○委員

産婦人科の立場としては、プレコンセプションケアなどを大切にしていただけると助かる。

#### ○委員

兵庫労働局では不妊治療と仕事の両立にかかる業務を行っております。資料6で安心のバランスが人によって異なり、仕事との両立や経済的負担、周囲の理解のバランスの図が掲載されています。特に労働局では周囲の理解が非常に大切と考えています。プレコンセプションケアという言葉がありまして、若いうちから色々な知識を身につけて、周囲の理解に繋がるような環境っていうのも重要と思います。

#### ○委員

条例制定は、周囲の理解を進める上で望ましいことだと思いますし、ぜひ取り組んでいただきたい。周囲の理解としては、偏見対策があつてほしいと思います。

情報共有ではありますが、神戸市は、兵庫県と一緒に不妊治療支援事業として不妊治療ペア検査助成事業を行っており、令和4年度は申請が10件もなかつたが、所得制限撤廃により令和5年度は200件を超えた。

申請内容には先進的な検査が入ってくることあり、特に助成する検査内容を特定していないので、医療機関の判断で申請されているのが現状です。中には、不妊検査と関係があるのかを市の担当者レベルで独自に判断するとなかなか難しい新しい検査もあります。

優生思想に関する議論があるところですが、遺伝性に関する新しい検査技術が申請されるようになっています。新しい検査技術に対する今後の支援のあり方を考える機会もほしいと感じました。

#### ○委員

市においても不妊治療は令和3年度から実施しており、兵庫県で不妊症特化条例を作つていただくと、非常に意義があるものだと考えています。

私は相談ができるだけ身近で実施できることが重要と思っています、市の場合は、健康福祉事務所や市民病院と連携して、相談は地元で受けて、実際の治療や検査は専門の機関で受診する仕組みづくりが大切と感じています。引き続き、特化条例に向けて、先生方のご意見を反映し素晴らしい条例ができるることを期

待しております。

○委員

兵庫県で条例が制定されることは、当事者が今までなかなか声をあげられなかつたことを見える化していただくことで、大変ありがたいと思っています。

1つ私からお伝えしたいのは、保険適用になったが、社会の認知や偏見は、特に職場の中では無くなっているという声が私たちにもたくさん届いています。そういうところで、仕事と不妊治療の両立においては、制度があっても使えない企業風土が1番問題と思っています。

しかしこの不妊治療の当事者向けの条例制定の際に、「どうして不妊治療の人が優遇されるのか。」のような自分が当事者ではないことによるしらけっていうものが必ずあるのが現実です。そのため、できれば不妊治療だけではなくて、不妊治療と仕事の両立の環境を整えるには、子育てとの両立、介護との両立の環境とそんなに違いはないこと、当事者ではない例えれば若い方々が、「全然関係ないのに子育てや不妊治療の人たちだけが優先されるのか」や、「なぜ支援されるのか。」といった意見が出てくると思われます。そういう意見に対し、特別ではないこと、社会全体で支えていくメッセージがあると、当事者に迫る思いをせずに、よりその仕事ではどうやったら貢献できるかという意識を向けていけると思いますので、そういう視点で今後この条例が素晴らしいものになっていただけだとありがたいと感じました。

○委員

企業の現場の方から考えると、不妊治療自体が以前に比べると、実際利用される方も増えていて当たり前となっているでしょうし、バリエーションも増えていると思います。従業員でも治療を受けている方が増えているのは実感しています。そのため、企業の中での制度整備や周知をするだけではなく、世間一般に当たり前で、誰もが使う可能性があるものであるという理解が広がっていくと、企業の中での浸透もしやすいと思います。

育児の例でいえば、専業主婦の家庭が多数だった時代に比べ、共働きも増え、男女ともに育児をしながら働くことが当たり前になってきたことで、職場や上司の理解がない、ということが今はすごく減ってきてている。不妊治療も同じことが言えると思われる。そのため、育児や介護のケースを参考にもっとスピーディーに浸透していくべきだと思います。

○委員

企業としてどういう風にすると不妊治療が浸透するのかと思いました。

情報発信は、当事者が動かないと知り得ないことは多いと思います。しかし、会社にいると目にとまることが結構あり、私どもとしては、どのような形で言葉が目にできるのか、企業がどのようにすれば、事業や支援を知っていただけるのかと思いました。

#### ○委員

条例の構成案の中に、不妊症の予防、早期発見と書かれているところが、疑問に思いました。不妊症になる原因はいくつかあるので、それを予防することになりますが、そこは難しいと思います。早期発見も、不妊症は1年間に普通に性生活をしていても子供が授からない・得られない状況と定義づけられていますが、そこまで待てない方が検査をされて治療に入る方も最近はいらっしゃるのが事実です。そのため、通常の病気の対応とは違うと思いました。

基本的にはプレコンセプションケアなどにより、体の状態、特に生殖系の機能について、女性も男性も理解できるようなことが必要と思いました。また相談機能についても活用されていて、子供が得られない方は精神的にもしんどくなるため、そういう対応も重要と思います。いつまでも妊娠できる状況にはないので、どこかで色々と考えなければいけない場合も発生しますので、そういうところも含めた当事者の方に寄り添えるような条例ができたらいいと思いました。

#### ○委員

2021年の調査で結婚されて間もないカップルにアンケートしたところ、4割ぐらいのカップルが自分たちには子供ができるのか不安を持っているということで、20年前と比べると1.5倍ぐらいで明らかに上昇している。また実際に不妊治療検査で通院されている方も23パーセントぐらい、4組に1組で、これも20年前が10パーセントだった不妊治療のニーズが非常に高まっていることは明らかであります。

一方で、少子化の問題は国を挙げて対応しないといけません。初婚年齢の上昇によって、不妊予防にも直結すると思います。これまで産休、育休が当たり前で認められているが、「妊活休」はなく、そういう言葉が認知されるところまで目指す条例になってほしいと思っております。

それから個人的な意見ですが、来年に条例が出てほしいと思っているのは、世間的にも言われている2026年の丙午問題になります。1966年に生まれた子どもが顕著に減っており、これが予測では2026年に50万人ぐらいまで出生数が減る可能性もあると言われております。しかし今のZ世代の方々がそんな迷信を信じるかどうかわからせんし、一方で、情報が先走ってしまい、少子化にさ

らに影響を及ぼすことを懸念しております。この条例がそういったところに役立ってほしいと願っております。

#### ○事務局にて委員の意見紹介

プレコンセプションケアは、諸外国では系統的な取組が実施されているものの、未だ日本で十分に浸透しておらず、将来の妊娠や健康に備えた、知識や行動につながっていない現状があります。不妊症の増加に伴い、今回、兵庫県における不妊症対策特化条例の、第3章「安心して暮らせる環境の整備」の中で、「プレコンセプションケアの推進」が取り上げられていることは、非常に意義があるものと考えます。

プレコンセプションケアの項目は非常に多岐にわたります。栄養や体重管理、運動、ストレスマネジメントといった、本人が日頃から長期的に自分の生活において取り組むものと、子宮頸がん検査やワクチン接種、歯科検診など医療機関を受診する必要があるものに分けられますが、いずれにしても思春期に始まり、妊娠までの長期間取り組むものとなります。有効な対策とするためには、自治体を中心とした包括的かつ実行力のある取組が必要です。

取組には、大きく分けて、①学校における情報提供・啓発、②医療機関との連携、③行政の保健事業における取組、④企業との連携、が考えられます。

①の学校における情報提供・啓発は、中学・高校や大学、専門学校において、プレコンセプションケアおよび「性と生殖に関する健康と権利（SRHR）」に関する教育の提供を通じ、月経や妊娠、性行為感染症、HPVワクチンに関する知識を普及・向上させることができます。栄養、喫煙・飲酒・運動・ストレスマネジメントの重要性、医療機関のかかり方、かかりつけ医を持つ重要性についても学校教育の中に系統的に含めることが必要といえます。

②医療機関との連携においては、子宮頸がん検査、性行為感染症検査、HPVワクチン接種の推進、月経困難症の診断・治療、貧血や潜在的鉄欠乏の治療、を推進することが重要です。また、第1子の産後においても次の妊娠に備えるために、妊娠糖尿病や妊娠高血圧症候群等産科合併症のフォローアップに関して、産婦人科と内科の連携を推進することが挙げられます。

③行政の保健事業としては、①の情報提供・啓発を学校以外にも自治体のメディア等で推進し、女性・男性問わず、思春期や若年世代から取り組むことができる体制づくりが求められます。

④企業との連携に関しては、全般的な栄養状態の改善として鉄・葉酸・ビタミンDの食品への付加を推進することや、①や③において得た知識を行動に移すために必要なサービスの提供が考えられます。

これらのような対策についてご検討されることを期待しております。

## 【各委員の意見を受けての意見交換】

### ○会長

プレコンセプションケアはすごく重要ですので、今後何かコンセプションケアの受診のための支援というのは検討していく方がいいかなと思います。

### ○事務局（保健医療部）

今県で実施しているのは高校生などを主なターゲットにしております。目的としては、将来、不妊になる可能性や適正な妊娠年齢を示すことで、偏見の問題など周囲への配慮が必要になることを若い時に知ってもらうことで、1つは包括的な性教育、1つは社会に旅立つ若い人を後押しすることになっていると思います。その中で、先生がおっしゃるように治療はしっかりと検査的科学的に見るのも1つ検討が必要かもしれません。

### ○会長

プレコンセプションケアについて、医療機関に頼る必要のない人は気を付けるだけで良い人が多いと思います。そのため実際に受診する必要がある方へのサポートは必要だと思います。

### ○事務局（健康増進課）

その面ではご夫婦で不妊を考えた時の検査への助成事業を、先ほど神戸市からもご報告いただきましたが、所得制限を撤廃し、補助しています。神戸市だけでなく、県内31市町が実施しており、兵庫県では市町補助の半分を兵庫県が補助するという形で実施しています。

## 【企業の取り組み紹介】

## ○デンソーテン

- ・神戸に本社、従業員は4,000人程度（海外従業員を含むと1万人弱）
- ・全体的には男性の社員が非常に多い会社
- ・女性も含めた様々な人が活躍できるように20年ほどかけて取り組んでいる。
- ・両立支援では、育児や病気に加え、個人のチャレンジ（自己啓発や地域活動等）も含めて支援をしており、その中の一つに不妊治療が入っている位置付けになっている。
- ・両立支援は勤務制度だけでなく、風土醸成と活躍支援をセットで行い、啓蒙活動やイベントで従業員に会社として支援していることを伝えている。
- ・フレックスやテレワーク、特別休暇など、不妊治療以外でも使える制度となつていが、従業員にとって使いやすく、公平性や納得性の高いものである必要があると考えている。
- ・不妊治療に特化しない休暇もあるため、不妊治療に関する休暇の総数は、会社では把握していない。
- ・育児や介護の両立などに取り組み、比較的相談しやすい職場風土ではあるが、やはり自分からは相談しづらいという声を聞く。（男性からの相談もあり、女性よりも相談しづらい可能性もある。）
- ・上司からも、「周りにオープンにしないでほしい」と言わると他の人にどう説明してよいかわからない、本人への声かけの仕方がわからない、という困り事も聞く。
- ・人事や健康推進の担当者も育児・介護に比べるとノウハウが少ない。個人差が大きいため、どういったステージかわかりづらく、結果も出るかはわからないし、その期間もわからない。育児とは違う対応の難しさやサポートの難しさがある。
- ・仕事と治療の両立に関して、標準や選択肢についての情報が少なく、従業員が医療機関としっかり話をして希望する治療プランになっているかもわからない。
- ・休職は会社としては病気の休職に準じて扱うが、実際には、健康保険から給付有無等の差がある。
- ・短時間勤務も選択できる。育児（6年生まで）、介護（期間上限なし）、病気（難病・ガンなど）などでも利用できるため、短時間勤務全体の利用者は多い。
- ・通常の病気治療と違い、不妊治療は基本的には診断書が出ないため、従業員本人の要望を産業医や保健師と一緒にカウンセリングをして対応している。

## ○伊福精密株式会社

- ・神戸市西区の神戸工業団地の中にある。
- ・従業員は 42 名。男女比は女性が 10 数名と男性と外国人 1 人の在籍
- ・不妊治療をした男性従業員に実際に聞き込み。
- ・どのようにして伝えたのか。（事前に相談を行い上司や同僚に伝えた）
- ・弊社のような規模の企業では、相談窓口もなく、支援する体制がない。
- ・相談方法について、どこに相談し、アドバイスをもらうべきか悩むのが実情
- ・アドバイスを受け、状況に応じてアドバイスをしている現状がある。
- ・会社としてどう発信したらいいのかは、上司に相談する場合も上司が総務に相談するなど上司が解決するのではなく、総務という労務的なところを管轄している方に相談するようにしている。総務でアドバイスするようにしている。
- ・相談窓口について、情報は一方通行なので、自分の都合のいい情報は得られるが、そうでないことがたくさんあり、その方に選択肢を持ってもらいたいと考えています。
- ・男性社員が治療されたケースだったが、女性はいまだに正直いない。それは良い結果だけでもあることもあるからと思います。
- ・不妊治療の結果が良いときとそうでないときの対応方法で何が 1 番ベストな状態なのか、そのお声がけをした方がいいのか、そうでない方がいいのかわかりません。

○会長

事務局の方で今後委員からのご意見を踏まえご検討いただきまして、次の第2回検討会でまたご報告をお願いしたいと思います。それでは事務局の方にお返しします。

○事務局（健康増進課）

第2回検討会についてお知らせします。

資料5検討会スケジュールで確認いただきました通り、第2回検討会は11月頃を予定しております。

近日中に次回の日程調整をお願いする予定ですので、よろしくお願ひいたします。